

【重要】さいたま市民スポーツ大会 開催注意事項

1 大会名称

令和5年度から「さいたま市民スポーツ大会」と大会名称が変更となりました。冠に必ず「さいたま市民スポーツ大会」を付けて下さい。以下、続く部分につきましては、各主管団体で定めて記入してください。開催要項等につきましても必ず冠にご記載ください。

令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から
さいたま市民 <u>体育</u> 大会	さいたま市民 <u>スポーツ</u> 大会

2 当協会の名称について

「公益財団法人さいたま市スポーツ協会」へ名称変更を行っておりますのでプログラム等の表記にお気を付けてください。

平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から
公益財団法人さいたま市 <u>体育</u> 協会	公益財団法人さいたま市 <u>スポーツ</u> 協会
(英表記)	(英表記)
SAITAMACITY <u>AMATEUR</u> SPORTS ASSOCIATION	SAITAMACITY SPORT ASSOCIATION

3 主催・共催・主管の表記について

さいたま市民スポーツ大会はさいたま市と当協会が協定を結び、加盟団体の主管により実施している事業です。開催要項・プログラム等への表記取扱いにはご注意ください。

主催「さいたま市」、共催「公益財団法人さいたま市スポーツ協会」により市内公共施設の利用料の減免対象となります。

※さいたま市教育委員会は主催には入りません。

今後、主催・共催・主管の表記の誤りにつきましては、**会場利用料が発生する問題にもなりかねませんのでご注意ください。**

4 市民スポーツ大会の賞状について

市民スポーツ大会の表彰には、指定の賞状により表彰を行っていただきますようお願ひいたします。

令和7年6月30日に開催しました加盟団体事務局連絡会議でご説明させていただきましたとおり、**令和8年度より賞状のサイズをA4に統一**させていただきます。

つきましては、【①A4順位あり】【②A4順位なし】の2種類となります。

発注の関係もありますので、大会開催までに余裕をもってご申請ください。

事前に「種類・枚数」のご希望をご連絡いただけますと、すぐにお渡しできるよう準備いたします(お手数ですが、受け取りは平日9:00~17:00の時間内にお願いいたします)。

5 完了報告書の提出時の注意事項

令和5年度より【①完了報告書】【②決算書】【③大会時の写真】が必要となります。

【②決算書】に記載した費用の領収書(写し)の添付を必須とします。

【③大会時の写真】では、大会の様子がわかる写真(試合や開会式、表彰等)の提出も必須となります。

予めご了承の上、ご準備の程、よろしくお願ひいたします。

6 市民スポーツ大会実施計画書について

実施計画書は「市民スポーツ大会の開催許可」と「スポーツ施設の減免」のために必要な書類ですので、省略せずに正確にご記入ください。「団体独自で主催する大会」「正式な許可を得ていない市民スポーツ大会」は 100%減免の対象外となりますので、ご注意ください。

7 主管団体について

市民スポーツ大会の協定には、さいたま市と当協会の加盟団体が実施することが条件となっております。主管団体については、基本的に「統合された競技団体」(さいたま市〇〇連盟)の主管となります。「〇〇支部」等の申請は認められません。実質上の運営は旧市域団体(支部等)でも構いませんが、統合された競技団体名での明記をお願いいたします。また、市民スポーツ大会の申請・報告も「統合された競技団体」一箇所から提出してください。(支部ごとの申請・報告は受け取れません。)

8 広報誌の掲載について

希望のある団体は直接【スポーツ振興課】へ「市報掲載依頼原稿」に必要事項を記入のうえご提出をお願いします。

市報に市民スポーツ大会開催について掲載しておりますが、市報のスペースも限られており、全ての掲載依頼に対してご要望どおりに掲載することができないケースが増えてきております。ご理解とご協力をお願いいたします。また、例年同様、市民スポーツ大会日程一覧をポスターにしてスポーツ施設等への配布を予定しております。ポスター作製の際には、ご協力ををお願いいたします。

9 市民スポーツ大会日程変更・中止について

当初予定していた市民スポーツ大会の日程変更・中止となった場合には、当協会へご連絡いただき、所定の「変更申請書・実施計画書」のご提出をお願いいたします。また、市スポーツ振興課には当協会より変更・中止を報告いたしますが、利用施設には皆様より日程変更・中止の連絡を必ずお願ひいたします。